鳥取市幼稚園児通園費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市幼稚園児通園費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金交付規則(昭和42年鳥取規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、鳥取市立こじか幼稚園に在園し、原則として鳥取市立 こじか幼稚園を起点とし半径1キロメートル以上の地区から公共交通機関(路線バスに 限る。)を利用して通園する園児の保護者とする。

(補助金交付額)

第3条 補助金の額は、通園に要する園児の交通費の額とし、通園定期券を利用して通園 する場合は通園定期券の額、回数券を利用して通園する場合は回数券の額(通園定期券 相当額を上限とする。)とする。

(交付申請)

- 第4条 規則第4条の規定による交付申請は、市長が別に定める日までに申請する。 (実績報告書の提出)
- 第5条 本補助金に交付にかかる事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。 (雑則)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に鹿野町幼稚園児通園費補助金交付規則(平成13年教育 委員会規則第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、平成16年度に 限り、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。